

第 5822 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 24日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設

Q : 平成30年の税制改正要望に、美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設が盛り込まれているようですが、どのような内容なのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

お尋ねは、文部科学省が要望しているものです。

要望の概要は、美術館等(博物館法に基づく「登録博物館」又は「博物館相当施設」のうち、美術品の公開及び保管を行うもの)が各館の収藏品収集方針に照らし、活用が妥当と判断する美術品について、その対象となった美術品の所有者が安定的に寄託することを約し、また、その状態を維持する場合に、相続人の相続税又は贈与税の納税を猶予するというものです。

その状態を維持する場合とは、①美術品の所有者である個人が、寄託期間中は解約の申し入れができない旨の定めがあることを受け入れた上で寄託を約し、その美術品を相続(遺贈を含む)・贈与により取得した者もその状態を維持する場合、②相続・贈与により美術品を取得した個人が寄託期間中は解約の申し入れができない旨の定めがあることを受け入れた上で寄託を約し、かつ、その状態を維持する場合としています。

